

令和6年6月定例会

総務常任委員会説明資料

室部部局局
公興務
事務振納事
事画会
知総企出議

令和6年度6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第1号）（議案第1号）は、

知事マニフェスト「くまもと新時代を共に創る・県民への10の約束」の実現に向けて取り組む事業等に必要な予算854億円を計上。

[主な内容]

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 県民の命と暮らしを守る | |
| ・森林資源をフル活用した五木村振興と緑の流域治水 | 78 百万円 |
| ・地下水の確実な保全 | 28 百万円 |
| (2) 不転の決意で【渋滞解消】を実行 | |
| ・幹線道路ネットワークの整備促進 | 7,100 百万円 |
| ・阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備の推進 | 225 百万円 |
| (3) 安心して結婚・出産・子育てできる社会を実現 | |
| ・周産期医療体制の強化 | 22 百万円 |
| ・出産・子育てに対する支援の強化 | 10 百万円 |
| (4) 日本一の健康長寿社会を実現 | |
| ・新たな感染症への対策 | 188 百万円 |
| ・サイバー犯罪対策の強化 | 29 百万円 |
| (5) 世界に伍する質の高い教育を実現 | |
| ・県立高校の魅力化の推進 | 15 百万円 |
| (6) 「食のみやこ熊本県」の創造 | |
| ・配合飼料価格高騰対策 | 139 百万円 |
| ・農林水産分野におけるDXの推進 | 49 百万円 |
| (7) 県内すべてにTSMC効果を波及、地域の課題・経済にコミット | |
| ・水俣病の教訓の後世への継承と水俣・芦北地域の振興 | 39 百万円 |
| ・データ連携基盤活用等の推進 | 35 百万円 |

(8) 熊本経済のイノベーションを実現	
・ T S M C 進出を契機とした経済交流の促進	770 百万円
・ くまモンを活用した取組み	104 百万円
(9) スポーツ、観光、文化芸術を戦略的に振興	
・ 万博を契機とした地域活性化とインバウンド促進	102 百万円
・ 公民連携によるスポーツ施設整備の検討	8 百万円
(10) S D G s 先進県としての責任ある「くまもと新時代」行政	
・ 県有財産の有効活用	30 百万円

6月補正予算は、一般会計で854億円の増額補正であり、補正後の予算規模は、8,561億48百万円となる。

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額	補正額	合 計
一 般 会 計	770,748	85,400	856,148
特 別 会 計			
市町村振興資金貸付事業特別会計	1,270	15	1,285
企 業 会 計			
下水道事業会計	6,377	121	6,498

(注) 1 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額である。

第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補正額の説明
1 県 税	163,988,650		163,988,650	
2 地方消費税清算金	87,356,233		87,356,233	
3 地方譲与税	31,012,193		31,012,193	
4 地方特例交付金	4,710,504		4,710,504	
5 地方交付税	229,346,281		229,346,281	
6 交通安全対策特別交付金	247,388		247,388	
7 分担金及び負担金	2,219,186	1,940,929	4,160,115	分担金 369,164 負担金 1,571,765
8 使用料及び手数料	9,037,556	216	9,037,772	手数料 216

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
9 国 庫 支 出 金	98,004,778	23,595,556	121,600,334	国庫負担金 29,793 国庫補助金 23,564,075 国庫委託金 1,688
10 財 産 収 入	1,461,187	560,096	2,021,283	財産運用収入 8,857 財産売払収入 551,239
11 寄 附 金	620,796	17,300	638,096	ふるさとくまもと応援寄附金 5,000 世界チャレンジ支援寄附金 12,000 青少年健全育成対策寄附金 300
12 繰 入 金	38,118,811	20,395,211	58,514,022	特別会計繰入金 116,000 基金繰入金 20,279,211
13 繰 越 金	1		1	
14 諸 収 入	63,862,838	3,163,489	67,026,327	貸付金元利収入 750,009 受託事業収入 586,148 雑入 1,708,332
15 県 債	40,761,998	35,727,000	76,488,998	農林水産債 5,345,000 土木債 28,456,000 教育債 1,132,000
合 計	770,748,400	85,399,797	856,148,197	

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
1 一 般 行 政 経 費	549,023,627	11,232,931	560,256,558	
(1) 人 件 費	179,441,740	7,068	179,448,808	生徒指導支援事業 2,920 新たな稼げる養殖業推進事業 2,439 熊本県ブライト企業推進事業 1,142
(2) 扶 助 費	114,051,735		114,051,735	
(3) 物 件 費	35,038,018	2,218,065	37,256,083	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備 224,672 調査検討事業 移住定住加速化事業 132,674
(4) そ の 他	220,492,134	9,007,798	229,499,932	災害基金積立金 800,000 中小企業金融総合支援事業 750,000 県債管理基金積立金 608,181

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
2 投 資 的 経 費	103,394,278	74,166,866	177,561,144	
(1) 普 通 建 設 事 業 費	85,289,622	61,196,952	146,486,574	
補 助 分	49,467,783	41,763,130	91,230,913	地域道路改築費 4,358,479 道路施設保全改築費 3,769,626 農業生産基盤整備事業 3,134,208
単 独 分	35,821,839	19,433,822	55,255,661	単県河川改良費 3,958,183 企業立地促進費補助 1,602,041 単県道路施設修繕費 1,501,861
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	18,104,656		18,104,656	
(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金		12,969,914	12,969,914	
3 公 債 費	101,495,414		101,495,414	
4 繰 出 金	16,835,081		16,835,081	
合 計	770,748,400	85,399,797	856,148,197	

令和6年度6月補正予算総括表

知事公室

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
知事公室付	78,359		78,359				
秘書グループ	227,433		227,433				
広報グループ	282,175	32,427	314,602				32,427
くまモングループ	325,287	151,267	476,554	13,500			137,767
危機管理防災課	1,303,799	24,218	1,328,017				24,218
一般会計計	2,217,053	207,912	2,424,965	13,500			194,412
部局計							
部局合計	2,217,053	207,912	2,424,965	13,500			194,412

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

広報グループ

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
30	広報費	179,486	32,427	211,913				32,427	1 広報事業費 くまもと魅力発信事業 31,315 熊本のイメージアップにつなげる広報等に要する経費 2 広聴事業費 県民対話事業 1,112 知事が直接行う県民との意見交換に要する経費
課計		282,175	32,427	314,602				32,427	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

くまモングループ

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	40,974	20,950	61,924				20,950	開発促進費 くまモン活用熊本PR事業 くまモンを活用した県内プロモーションに要する経費
68	商業総務費	284,313	130,317	414,630	13,500			116,817	物産振興費 130,317 (1)くまもとプロモーション推進事業 19,688 首都圏、関西地域等における、くまモンを活用した「くまもとプロモーション」の推進に要する経費 (2)くまモン共有空間拡大推進事業 5,064 くまモンの新たな価値の創造に向けた調査・研究の実施に要する経費 (3)くまモン海外プロモーション推進事業 22,092 海外に向けたくまモンの世界的なプロモーションに要する経費 (4)くまモンによる熊本ファン拡大事業 20,000 海外におけるくまモンファン感謝祭の開催に要する経費 (5)くまモンランド化推進事業 63,473 くまモンランド化の推進に要する経費
	課計	325,287	151,267	476,554	13,500			137,767	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

危機管理防災課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
36	防災総務費	1,264,782	24,218	1,289,000				24,218	防災対策費 24,218 (1)防災関係団体補助 499 防災関係団体の活動の充実・強化と関係団体との円滑な連携を図るための補助 (2)地域防災力強化事業 3,073 自主防災組織を担う人材の育成に要する経費 (3)九州広域防災拠点強化整備事業 9,559 南海トラフ地震発生を想定した広域応援訓練に要する経費 (4)防災DX推進事業 11,087 デジタル技術を活用した防災対策の推進に要する経費
	課計	1,303,799	24,218	1,328,017				24,218	

令和6年度6月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
人事課	5,320,824		5,320,824				
財政課	102,091,533	1,408,181	103,499,714				1,408,181
県政情報文書課	1,754,029	1,418	1,755,447			218	1,200
総務厚生課	926,245		926,245				
財産経営課	3,149,954	30,100	3,180,054				30,100
私学振興課	13,282,102	248,674	13,530,776			3,357	245,317
市町村課	3,303,922	18,978	3,322,900			15,000	3,978
消防保安課	1,002,071	12,694	1,014,765				12,694
税務課	92,085,720	2,391	92,088,111				2,391
一般会計計	222,916,400	1,722,436	224,638,836			18,575	1,703,861

公債管理特別会計

財政課	116,744,586		116,744,586				
-----	-------------	--	-------------	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	1,270,136	15,000	1,285,136			15,000	
------	-----------	--------	-----------	--	--	--------	--

部局計

部局合計	340,931,122	1,737,436	342,668,558			33,575	1,703,861
------	-------------	-----------	-------------	--	--	--------	-----------

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

財 政 課					(単位:千円)				
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
31	財政管理費	223,038	1,408,181	1,631,219					1 災害基金積立金 800,000 今後発生する災害への財政需要に備えるための積立に伴う増 2 県債管理基金積立金 608,181 基金の積立に要する経費の財源を措置するため交付された普通交付税の積立に伴う増
課 計		102,091,533	1,408,181	103,499,714				1,408,181	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

県政情報文書課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
31	諸費	0	1,418	1,418			218	1,200	有斐学舎運営費補助 有斐学舎運営費補助 公益財団法人肥後奨学会が運営する有斐学舎の 運営費助成
課計		1,754,029	1,418	1,755,447			218	1,200	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

財産経営課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
31	財産管理費	2,942,295	30,100	2,972,395				30,100	財産利活用推進費 FM推進県有施設集約化事業 県有財産有効活用策の調査・検討に要する経費
課計		3,149,954	30,100	3,180,054				30,100	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

私学振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
91	私学振興費	13,273,161	248,674	13,521,835			3,357	245,317	私学振興助成費 248,674 (1)奨学のための給付金事業 1,520 経済的理由により就学困難な私立高校生への給付金に係るシステムの更新に向けた検討に要する経費 (2)私立学校退職金・年金給付事業補助 229,031 日本私立学校・共済事業団及び熊本県私学教育振興会が行う退職金・年金支給事業に対する助成 (3)私立学校各種団体研修費等補助 824 熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県専修学校各種学校連合会が行う教職員研修事業に対する助成 (4)国際教育支援事業 14,453 グローバル人材育成のため、海外進学・留学に総合的に対応できる支援体制に要する経費 (5)未来教育事業 2,846 私立学校に通う生徒の夢を応援する取組みに要する経費
	課計	13,282,102	248,674	13,530,776			3,357	245,317	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

市 町 村 課					(単位:千円)					
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		説 明
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
35	自治振興費	1,212,911	18,978	1,231,889			15,000	3,978	1 市町村行財税政支援費 市町村行政サービス維持向上支援事業 17,176 将来にわたり安定的な行政サービス提供体制の維持・強化に取り組む市町村に対する交付金等 2 国庫支出金返納金 国庫支出金返納金 1,802 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金	
一般会計 合計		3,303,922	18,978	3,322,900			15,000	3,978		

市 町 村 課 (市町村振興資金貸付事業特別会計)					(単位:千円)					
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		説 明
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
102	一般会計 繰出金	70,000	15,000	85,000			15,000		一般会計繰出金	
特別会計 合計		1,270,136	15,000	1,285,136			15,000			

課 計	4,574,058	33,978	4,608,036			30,000	3,978	
-----	-----------	--------	-----------	--	--	--------	-------	--

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

消 防 保 安 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
36	消防指導費	485,435	12,694	498,129				12,694	消防費 12,694 (1)消防事業 2,130 防火防災意識の普及啓発や消防団活動の強化を行う(一財)熊本県消防協会に対する助成 (2)消防体制強化推進事業 10,564 消防救急デジタル無線の最適化の検討に係る調査に要する経費
課 計		1,002,071	12,694	1,014,765				12,694	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

税 務 課		(単位:千円)										
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明		
					特 定 財 源			国 支 出 金			地 方 債	そ の 他
34	税務総務費	3,022,429	270	3,022,699				270	納税奨励費 納税奨励費 租税教育・広報の推進を行う熊本県納税貯蓄組合 連合会に対する助成			
34	賦課徴収費	4,809,057	2,121	4,811,178				2,121	賦課徴収費 家屋評価システム運営管理事業 家屋評価システムの運営管理に要する経費			
課 計		92,085,720	2,391	92,088,111				2,391				

令和6年度6月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	735,041	43,518	778,559			12,275	31,243
地域振興課	1,339,359	376,116	1,715,475	66,097			310,019
文化企画・世界遺産推進課	888,761	99,250	988,011	12,390	45,000	3,000	38,860
交通政策課	1,814,532	698,597	2,513,129	273,385	99,000	800	325,412
空港アクセス鉄道整備推進課	211,071	224,672	435,743	6,666			218,006
統計調査課	478,509		478,509				
デジタル戦略推進課	514,380	46,665	561,045	4,250			42,415
システム改革課	1,331,777	28,052	1,359,829				28,052
球磨川流域復興局付	1,489,660	22,670	1,512,330			7,108	15,562
一般会計計	8,803,090	1,539,540	10,342,630	362,788	144,000	23,183	1,009,569
部局計							
部局合計	8,803,090	1,539,540	10,342,630	362,788	144,000	23,183	1,009,569

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

企 画 課		(単位:千円)								
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
33	計画調査費	117,330	43,518	160,848			12,275	31,243	<p>1 開発促進費</p> <p>地域プロジェクトアドバイザー委託事業 7,512 交流人口の拡大や地域経済活性化等に関するアドバイザー設置に要する経費</p> <p>2 企画推進費 17,873</p> <p>(1)県民生活等に係る調査事業 2,918 県民の生活等に係る意識調査に要する経費</p> <p>(2)地方創生推進事業 4,844 「熊本県地方創生会議」の開催や地方創生の施策の評価等に要する経費</p> <p>(3)国際教育環境整備推進事業 1,993 県内教育機関における外国籍の子どもの受入れ体制整備に要する経費</p> <p>新(4)公民連携によるスポーツ施設整備検討事業 8,118 老朽化が進む県内のスポーツ施設について、民間事業者主体を含めた整備手法等の検討に要する経費</p> <p>3 世界チャレンジ支援基金積立金 18,133 若手芸術家、学生などの海外進出を支援する基金への積立て</p>	
課 計		735,041	43,518	778,559			12,275	31,243		

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	1,198,358	376,116	1,574,474	66,097			310,019	<p>1 開発促進費</p> <p>水俣・芦北地域振興計画推進事業 4,962 水俣・芦北地域振興計画の推進に要する経費</p> <p>2 企画推進費 371,154</p> <p>⑨(1)大阪・関西万博阿蘇草原維持再生 普及啓発事業 50,000 万博を契機とした草原維持の重要性の認知度向上 や関係人口の拡大に要する経費</p> <p>⑨(2)地域未来創造事業 19,350 45市町村との連携を強化し、地域ごとの個性ある 経済振興を推進するための「地域未来創造会議」 の開催に要する経費</p> <p>(3)阿蘇草原再生事業 5,835 阿蘇の草原再生に向けた野焼き再開支援等の 取組みに関する経費</p> <p>(4)「歩き」を活かした地域活性化プロ ジェクト事業 1,400 「歩き」を活かした交流人口拡大等の地域活性化 に要する経費</p> <p>(5)移住定住加速化事業 132,674 移住定住の加速化に要する経費</p>

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
33	計画調査費								(6)持続可能な草原維持システム構築 推進事業 19,920 草原維持システムの構築に向けた担い手確保や 作業省力化を図る取組み等に要する経費 (7)水俣・芦北地域重点施策課題解決 推進事業 141,975 第七次水俣・芦北地域振興計画における重点施策 の課題解決の推進に要する経費
課 計		1,339,359	376,116	1,715,475	66,097			310,019	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

文化企画・世界遺産推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	722,462	99,250	821,712	12,390	45,000	3,000	38,860	1 文化企画推進費 49,250 (1)熊本県文化協会補助 14,052 熊本県文化協会に対する助成 新(2)2025大阪・関西万博用「阿蘇」 24,780 広報ツール作成事業 大阪・関西万博を契機とした「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る機運の醸成に要する経費 (3)文化振興審議会運営費 755 熊本県文化振興審議会の運営及びくまもと県民文化賞に要する経費 (4)九州文化協会補助 1,350 (公財)九州文化協会に対する助成 (5)地域創造分担金 5,468 (一財)地域創造に対する分担金 (6)くまもと文化魅力発信事業 2,845 歴史や文化などの次世代への継承、魅力発信に要する経費 2 県立劇場費 県立劇場施設整備費 50,000 熊本県立劇場の駐車場改修工事に要する経費
課計		888,761	99,250	988,011	12,390	45,000	3,000	38,860	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	1,392,970	698,597	2,091,567	273,385	99,000	800	325,412	1 交通整備促進費 214,191 (1)肥薩おれんじ鉄道関連事業 5,000 肥薩おれんじ鉄道の事業再構築計画策定に向けた調査に要する経費等 (2)地域交通企画調整事業 209,191 県民の公共交通利用促進・機運醸成、JR肥薩線の鉄道復旧のための調査・検討、九州MaaSの取組みの推進、空港ライナーの運行、交通系決済サービス環境整備への支援に要する経費等 2 空港整備促進費 474,584 (1)阿蘇くまもと空港関連事業 459,584 阿蘇くまもと空港の直轄事業負担金、阿蘇くまもと空港国際線の利用促進、阿蘇くまもと空港の創造的復興の推進に要する経費等 (2)地域航空推進事業 15,000 天草エアラインのDX推進のためのシステム改修等への支援に要する経費等 3 国庫支出金返納金 9,822 国庫支出金返納金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定に伴う返納金
課計		1,814,532	698,597	2,513,129	273,385	99,000	800	325,412	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	147,439	224,672	372,111	6,666			218,006	空港整備促進費 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査等に要する経費
	課計	211,071	224,672	435,743	6,666			218,006	

債務負担行為(追加)

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
8	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査業務	令和7年度	245,000

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

デジタル戦略推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
30	人事管理費	356,541	46,665	403,206	4,250			42,415	情報管理運営費 46,665 (1)行政デジタル化推進事業 3,665 トップセミナー、市町村職員DX研修、市町村との連絡調整会議等に要する経費 (2)くまもとDXグランドデザイン推進事業 8,500 「くまもとDXグランドデザイン」の実現に向けた企業等のマッチング支援、DX人材育成に要する経費 (3)データ連携基盤構築等推進事業 34,500 データ連携基盤のデータ拡充、データ活用事例の創出に要する経費
	課計	514,380	46,665	561,045	4,250			42,415	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

システム改革課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
30	人事管理費	754,329	21,036	775,365				21,036	情報管理運営費 21,036 (1)ICTを活用した働き方改革等推進事業 18,378 デジタルを活用した業務効率化の推進や新たな働き方に対応した環境整備等に要する経費 (2)行政情報化推進費 2,658 デジタルを活用した業務効率化に向けた庁内研修に要する経費
33	計画調査費	468,663	7,016	475,679				7,016	企画推進費 熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業 次期庁内情報基盤の検討に要する経費
課計		1,331,777	28,052	1,359,829				28,052	

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

球磨川流域復興局付

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
33	計画調査費	1,221,210	22,670	1,243,880			7,108	15,562	1 企画推進費 15,562 (1)県立施設を核とした五木村振興推進事業 9,835 県立施設を核とした五木村振興の推進に要する経費 (2)「球磨川リバーミュージアム構想」推進事業 5,727 球磨川リバーミュージアム構想の推進に要する経費 2 球磨川流域復興基金積立金 球磨川流域復興基金積立金 7,108 球磨川流域復興基金に係る運用利息の積立て
課計		1,489,660	22,670	1,512,330			7,108	15,562	

令和6年度6月補正予算総括表

出納局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
会計課	1,144,811	42,326	1,187,137				42,326
管理調達課	135,860		135,860				
一般会計計	1,280,671	42,326	1,322,997				42,326

収入証紙特別会計

会計課	2,600,000		2,600,000				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	3,880,671	42,326	3,922,997				42,326
------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

会 計 課		(単位:千円)								
事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源			そ の 他		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
31	会 計 管 理 費	910,692	42,326	953,018				42,326	会計管理費 ⑨ 公金振込事務取扱手数料 指定金融機関における公金振込事務に要する経費	
課 計		1,144,811	42,326	1,187,137				42,326		

債務負担行為(変更)

会 計 課		(単位:千円)			
議 案 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
9	情報処理関連業務	令和7年度		令和7年度	
		～令和8年度	742,933	～令和9年度	1,152,451
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和7年度	613,321	令和7年度	449,924
		令和8年度	129,612	令和8年度	582,533
				令和9年度	119,994

令和6年度6月補正予算総括表

各種事務局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
議会事務局	1,864,730	884	1,865,614				884
一般会計計	1,864,730	884	1,865,614				884

部局計

部局合計	1,864,730	884	1,865,614				884
------	-----------	-----	-----------	--	--	--	-----

令和6年度6月補正予算県議会説明資料

議 会 事 務 局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
29	事 務 局 費	881,291	884	882,175				884	国庫支出金返納金 国庫支出金返納金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 事業費確定に伴う国庫支出金返納金
課 計		1,864,730	884	1,865,614				884	

第 5 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第1項中「人事委員会の定める職員」を「職員」に改め、同条第2項中「定める額」の次に「(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあつては、1,080円)」を加え、同項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「前項各号」を「前項」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項を次のように改める。

第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。 1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をい
--------	--	--

		う。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算した額
		2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
	救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をいう。）	1日につき 840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	救難救助訓練作業（山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。）	1日につき 400円

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の10

0に相当する額を加算した額)」とあるのは、「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)に840円を加算した額」を「840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)」とあるのは「1,680円」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「2,100円」と、「場合当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 2,520円」に改める。

第3条第1項中「を除く。」の次に「以下「一般職員等」という。」を加える。

第5条第1項中「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項に規定する職員」を「一般職員等」に、「同項」を「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項」に改め、「による額」の次に「(同条第2項括弧書に規定する額を除く。)」を加え、「定められた」を「定める」に改め、同条第2項中「のうち人事委員会の定める職員」を削り、同条第3項中「第1項に規定する職員」を「一般職員等」に改める。

第6条中「840円」とあるのは「840円」を「1,680円」とあるのは「1,680円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,100円」とあるのは「2,100円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,520円」とあるのは「2,520円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第5号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。</p> <p>2 改正する条例 (1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 (2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 (3) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例</p> <p>3 主な改正内容 (1) 公共土木施設災害応急作業手当の支給対象及び手当の額を見直す。 (2) 災害警備等作業に係る手当の額を見直す。 (3) 災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直す。</p> <p>4 施行期日 公布の日から施行し、令和6年（2024年）1月1日から適用する。</p>

第 6 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要

がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第6号	熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例について	<p>1 条例改正の趣旨 地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。 ア 熊本県監査委員に関する条例（第5条関係） イ 熊本県公営企業の設置等に関する条例（第6条関係） ウ 熊本県病院事業の設置等に関する条例（第7条関係） エ 熊本県下水道事業の設置等に関する条例（第7条関係） オ 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第1条、第2条関係）</p> <p>3 施行期日 公布日から施行する。</p>

第 7 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る。

第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第1条（熊本県手数料条例別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る改正規定を除く。）並びに附則第2項、第5項、第6項、第8項及び第11項の規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下

「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第2条並びに附則第3項、第7項及び第9項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及び大麻研究者に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第6条の規定により行われる改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第7条の規定により行われる改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

6 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

7 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第

6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 2号施行日の前日までの間、附則第4項の規定により徴収する手数料については、附則第6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

11 3号施行日の前日までの間、附則第5項の規定により徴収する手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

（提案理由）

大麻取締法（昭和23年法律第124号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 大麻取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。 (2) 政治資金規正法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 (1) 2 (2)、4 (1)の一部及び4 (2)の一部 公布の日 (2) 2 (1)の一部、4 (1)の一部及び4 (2)の一部 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日 (3) 2 (1)の一部、4 (1)の一部及び4 (2)の一部 改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日</p> <p>4 その他 (1) 所要の経過措置を定める。 (2) 手数料の規定の整理に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の関係規定を整理する。</p>

第 8 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項第1号及び第2号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第107条の2第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。

附則第4条から第6条の2までを次のように改める。

第4条及び第5条 削除

（事業税の納税義務者等の特例）

第6条 第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

第6条の2 削除

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び」を「から第4号までに掲げる寄附金（」に改める。

第39条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

（ア） 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号に

において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの((ア)に掲げる法人を除く。)

第48条の3第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第6条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生産性の向上及

び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の前日5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第39条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(同法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第39条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(附則第6条の2に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第107条の2の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第1条中第63条及び附則第4条から第6条の2までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第2条中第39条並びに附則第6条及び第6条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第2条中第48条の3の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
 - (5) 第2条中第30条の改正規定及び附則第2項の規定 前号に掲げる規定の施行の日

日の属する年の翌年の1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第30条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項及び）」とする。

(事業税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（次項において「7年新条例」という。）附則第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 4 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の熊本県税条例第39条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

- 5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第39条第1項及び附則第6条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第48条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）

について適用し、4号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第8号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県税条例の一部改正【第1条】</p> <p>ア 法人事業税</p> <p>外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</p> <p>イ その他規定の整理を行う。</p> <p>(2) 熊本県税条例の一部改正【第2条】</p> <p>ア 個人県民税</p> <p>新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする。</p> <p>イ 法人事業税</p> <p>(ア) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100パーセント子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</p> <p>(イ) 特別事業再編計画に基づく株式交換等の措置により100パーセント子会社となった法人等について、(ア)にかかわらず、株式等の取得又は譲受けの日から5年間を経過する日を含む事業年度まで外形標準課税の対象外とする。</p> <p>ウ その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2の(1)イの一部 令和7年1月1日</p> <p>(2) 2の(1)ア及びイの一部 令和7年4月1日</p> <p>(3) 2の(2)イ及びウの一部 令和8年4月1日</p> <p>(4) 2の(2)ウの一部 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日</p> <p>(5) 2の(2)ア 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>

第 9 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）を新設し、若しくは増設した」を「）を新設し、若しくは増設し、若しくは同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。第4条の14第1項及び第2項において「対象特定業務児童福祉施設」という。）を整備した」に改める。

第4条の14第1項各号列記以外の部分及び第2項中「又は増設した」を「若しくは増設し、又は対象特定業務児童福祉施設を整備した」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月19日から適用する。
- 2 新条例第4条の14の規定は、令和6年4月19日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、若しくは増設し、又は同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。）を整備した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第9号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、課税免除等の対象である特定業務施設に加え、当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を課税免除等の対象に追加する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

財産経営課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	総務費	総務管理費	県庁舎維持補修費	802,560,130	279,384,000	資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
20	総務費	総務管理費	県庁舎等施設LED導入事業費	257,139,000	13,430,661	資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
20	総務費	総務管理費	総合庁舎等施設整備事業費	109,488,000	68,580,289	資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
20	総務費	総務管理費	財産利活用推進事業費	838,222,000	53,961,000	令和5年度～令和6年度の2か年の債務設定による計画策定委託契約のため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

私学振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
50	教育費	教育総務費	物価高騰対策事業費 (私立学校等分)	141,092,000	61,728,000	物価高騰による私立学校等の光熱費の高騰分に対する補助を行うが、補助対象期間の延長により、年度内の申請・給付が完了しないため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

市 町 村 課						(単位:円)
議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
22	総務費	市振 町興 村費	熊本地震復興基金 交付金事業費	5,882,000,000	69,803,000	地震からの復旧・復興に取り組む市町村に対する交付金であるが、市町村事業が令和5年度内に完了しないため。
22	総務費	市振 町興 村費	物価高騰対応生活者支援 交付金事業費	3,510,000,000	1,179,000,000	物価高騰に直面する生活者の負担軽減を図るため、LPGガス使用世帯を支援する市町村に対する交付金であるが、市町村事業が令和5年度内に完了しないため。
22	総務費	選挙費	県知事選挙費	1,008,429,000	20,000,000	県知事選挙事務を担う市町村に対する交付金であるが、市町村事業が令和5年度内に完了しないため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

消防保安課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
22	総務費	防災費	市町村等消防施設整備補助事業費	2,500,000	446,000	市町村が購入する消防車両の発注に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
22	総務費	防災費	消防学校教育訓練機能強化事業費	791,927,000	582,000	設計に係る各種手続きに不測の日数を要し、年度内の実施が困難となったため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費	319,308,000	178,875,000	水俣市が実施する渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	阿蘇草原再生事業費	5,835,000	5,456,000	各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、天候不良により年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	草原維持システム構築推進事業費	19,690,000	12,100,000	各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、天候不良により年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費	211,352,000	148,759,000	各市町が実施する事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため。
22	総務費	企画費	被災住宅移転促進宅地整備受託事業費	501,012,000	290,886,029	県が村から受託して実施する宅地整備等について、村が活用する国庫補助事業に必要な国同意の手続きに想定以上の期間を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

交通政策課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	地方公共交通対策事業費	663,851,000	118,580,000	令和5年度2月補正予算による追加事業であり、十分な事業期間を確保できず、年度内の完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	地域交通燃料価格高騰対策事業費	410,709,000	148,802,000	令和5年度12月補正予算による追加事業であり、年度内の申請・給付完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港拠点性向上事業費	74,140,000	74,140,000	熊本国際空港(株)が行う貨物上屋設備に係る関係機関との事前調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
52	災害復旧費	総務災害復旧費	くま川鉄道災害復旧費	552,525,000	130,525,000	関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業費	176,410,000	60,170,000	実証事業を踏まえた対応策パッケージ化の協議に想定以上の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費	330,628,000	197,110,334	関係機関等と協議・調整のうえ実施する必要があり、年度内の完了が困難となったため。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

議会事務局

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	議会費	議会費	議会棟維持修繕費	335,720,000	147,891,934	一部工事の入札不調により業者決定に時間を要し、令和5年度契約分の年度内の完了が困難となったため。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月31日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年4月1日 八代市松江城町地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	218,438円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告の概要

議案番号	議案名	内 容
報告 第11号	専決処分の報告 について	<p>職員による交通事故の和解及び賠償額の決定</p> <p>【事故の概要】</p> <p>1 日時 令和6年4月1日（月） 午後2時40分頃</p> <p>2 場所 八代市松江城町地内</p> <p>3 当事者 熊本県県南広域本部総務部振興課職員 事故の相手方（車両所有者）個人</p> <p>4 過失割合 県：相手方＝100：0</p> <p>5 損害額及び損害賠償額 相手方損害額 218,438円 損害賠償額 218,438円</p> <p>6 事故の状況 職員が公務で出張中、八代市役所駐車場に公用車を駐車しようとした際、公用車左後方が、隣接する駐車スペースに停車中の相手方車両の右前方に衝突したものの。 なお、公用車に修理を要する損傷はなく、職員にも負傷はなかった。</p>